

日本専門医機構 脳神経外科専門医 更新基準

2025.8.22 版

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義される。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としている。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められる。そこで、日本専門医機構（以下機構）による新専門医制度における脳神経外科医更新は以下のとく、①勤務実態の自己申告、②診療実績の証明、③更新単位の充足（2031年度の更新認定より最新診療講習 e-learning の合格を含む）をもって、更新認定を行う。

日本脳神経外科学会（以下、脳神経外科学会）は機構専門医申請に関して、その受付、一次審査を行う（機構が二次審査を行う）。

以下に更新基準、ならびに機構による脳神経外科専門医認定について記載する。これらの記載に、別紙に示す脳神経外科専門医認定更新申請書一式を作成の上、脳外科学会宛に提出すること。この基準については2023年1月1日より運用を開始するが、今後必要に応じて見直しする可能性がある。

■更新基準

1. 勤務実態の自己申告

以下の申請様式にて、所定の時期に自己申告を行う。

（申請様式：原則、オンライン申請）

日本専門医機構認定 脳神経外科専門医資格更新申請書

＜脳神経外科専門医としての活動報告＞

20 年 月 日

氏 名： (ローマ字：)

生年月日：

現住所：〒

Tel：

E-mail：

専門医番号： (会員番号：)

医籍登録番号：

主たる勤務施設：

所属科（部署）：

役職：

所在地：〒

勤務先 Tel：

1週間当たりの脳神経外科診療関与時間

※勤務形態について直近1年間の実態を記載ください。

➤ 勤務形態（主に従事する医療機関：a. b. c. d. いずれかに○をつけてください）

a. 病院脳神経外科常勤医師として勤務している

勤務先()

b. 診療所脳神経外科常勤医師として勤務している

勤務先()

c. 病院または診療所脳神経外科非常勤医師として勤務している

(複数ある場合はすべて記載)

() 時間/週 勤務先()

() 時間/週 勤務先()

d. 脳神経外科以外の診療活動があれば、その内容を下記入力欄に記入してください。

() 時間/週 勤務先()
() 科 常勤医師 ／ 非常勤医師

e. 勤務していない

理由（該当に○） 海外への留学や勤務※ 妊娠・出産・育児 病気療養
介護 被災 その他()

※海外への留学や勤務の方は所属施設を記入してください。

()

➤ 脳神経外科診療活動 小計() 時間/週

- 一般外来診療※ () 時間/週
- 救急外来診療 () 時間/週
- 入院診療 () 時間/週
- 臨床検査および診断 () 時間/週
- 手術 () 時間/週
- リハビリテーション () 時間/週

※脳ドック、セカンドオピニオン、訪問医を含みます。

➤ 脳神経外科診療管理と教育活動 小計() 時間/週

- カンファレンス () 時間/週
- 診療に関わる委員会活動 () 時間/週
- 学生・研修医・専攻医指導 () 時間/週
- メディカルスタッフ指導 () 時間/週

➤ 脳神経外科のその他の臨床的活動 小計() 時間/週

- 健康相談 () 時間/週
- 臨床に関わる書類作成 () 時間/週
- その他：内容を下記入力欄に記入してください。() 時間/週
()

- 脳神経外科専門医として相応しい病院外での医療活動 小計 () 時間/週
- ・ 内容記載→ () () 時間/週
 - ・ 内容記載→ () () 時間/週
-

2. 診療実績の証明

専門医としての診療実績、診療能力を以下の A、B、C の方法により証明すること。

※単位の換算や上限については次の 3. 更新単位を参照すること。

※以下、所属長とは、脳神経外科責任者または診療科長のこと。

A 手術症例（原則、JND オンライン症例登録）

手術症例を入力し、所属長の確認をもって証明する。

B 非手術症例（原則、JND オンライン症例登録）

脳神経外科診療に関わる保存療法、検査（血管撮影など）、検査結果診断（読影など）、リハビリテーション、カンファレンスなどにより担当医或いは指導医として経験した症例を入力し、所属長の確認をもって証明する。

C S A N S (Self Assessment in Neurological Surgery) による自己学習

冊子の問題に解答し、解答用紙（様式 1）を学会へ提出する。

また、日本脳神経外科学会の専門医資格更新制度が開始した 2011 年以降、連続して 3 回の更新（学会専門医を含める）を経た 65 歳以上の専門医（2027 年更新の第 1 グループ以降）は、筆記試験（SANS）に合格することにより、診療実績の証明を充足することができる。脳神経外科領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にいかすこととした措置である。

3. 更新単位 50 単位 (5 年間)

専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す 1)～4) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とする。以下の 4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示す。合計 50 単位以上の取得を求める。

項目	取得単位
1) 診療実績の証明 (上記 2. に該当)	最小 6 単位、最大 10 単位
2) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位 (このうち 3 単位は必修講習、 一部の専門医のみ 8 単位必修講習)
3) 脳神経外科領域講習	最小 20 単位 (上限なし) (2031 年度の更新認定より最新診療講習 e-learning の合格必須)
4) 学術業績・診療以外の活動実績	最小 2 単位、最大 10 単位

1) 診療実績の証明 (最小 6 単位、最大 10 単位)

以下 A、B、C の記録は更新単位として算定できる。

- A 手術症例 10 症例で 1 単位
- B 非手術症例 20 症例で 1 単位
- C SANS 1 冊／年 (50 問)、正答率 6 割で 1 単位

※2011 年以降連続して 3 回の更新 (学会専門医を含む) を経た 65 歳以上の専門医は、筆記試験 (専門医資格更新のための診療実績代用 SANS) に合格することにより 6 単位 (正答率 6 割)

2) 専門医共通講習 (最小 3 単位、最大 10 単位)

専門医共通講習は、すべての基本領域専門医が共通して受講する項目である。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定する。共通講習は、必修講習 A : 医療安全、感染対策、医療倫理、必修講習 B : 医療制度と法律、地域医療、福祉制度経済 (保険等)、両立支援、任意講習 C : 臨床研究・臨床試験、災害医療などに関する講習とする。

必修講習は、5 年間にそれぞれ 1 単位以上の受講を必要とする。なお、学会専門医から更新した機構専門医については、多様な地域における診療実績が認定されたこととみなされ、講習 B の 5 項目が免除される。ただしこれは必修講習 B の受講を免除するものであって、5 年間で取得すべき合計単位 (50 単位以上) を軽減するものではない。2023 年以降、新たに専門医として認定された者は、必修講習 A に加え、最初の 5 年間に必修講習 B の 5 項目を受講する必要がある。

他領域開催の講習も受講の対象となる。脳神経外科学会が開催する講習以外は、受講証明書の提出により承認される。e-learning についても、受講を証明できる場合は単位として認める。なお、同一内容の講習の受講は単位認定されない。

➤ 対象講習会

- ① 機構が開催する講習
- ② 脳神経外科学会が開催する講習
- ③ 脳神経外科学会の支部会や認定学会が開催する講習
　　脳神経外科学会生涯教育委員会が審査し、同専門医認定委員会により認定される。
- ④ 都道府県医師会が主催する講習
　　原則として、日本医師会で審査・認定される。
- ⑤ 地域医師会が開催する講習
　　日本医師会の実施要綱にしたがって開催される。
- ⑥ 専門研修施設群のいずれかの施設が開催する講習（院内講習など）
　　原則として、機構で審査・認定される。
　　詳細については、機構による「共通講習申請の手引き」を参照すること。
- ⑦ その他、脳神経外科学会や専門医機構が認定する講習

➤ 対象講習内容

講習 A：医療安全、感染対策、医療倫理

講習 B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保健医療等）、両立支援

講習 C：臨床研究・臨床試験、災害医療など

なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則として対象外とする。

3) 脳神経外科診療領域講習（20 単位以上、上限なし）

領域講習とは、「専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習内容を含むセッション」を脳神経外科学会生涯教育委員会が審査し、同専門医認定委員会が認定した講演または講習会（教育セミナーや企業共催セミナー含む）とする。なお、脳神経外科学会学術総会及び脳神経外科コンgresス総会が主催または共催する領域講習を 5 年間のうち最低各 1 単位ずつ受講しなければならない。また、2031 年度の更新認定より、最新診療講習 e-learning を 5 年間のうちに受講し、合格しなければならない。講演または講習会の主催者は、脳神経外科学会生涯教育委員会に開催の 2 か月前までにあらかじめ申請し、認定を受ける。原則、受講確認を脳神経外科学会会員カードで行い、1 時間につき 1 単位とする。代替開催の際は、受講者が明確に認定される場合において、その記録が提出された場合は、領域講習の単位認定が認められる。

➤ 対象講習会

- ① 脳神経外科学会学術総会で指定するセッション（必修、5 年間に 1 単位以上）
- ② 脳神経外科コンgresス総会で指定するセッション（必修、5 年間に 1 単位以上）
- ③ 脳神経外科学会支部会で指定するセッション
- ④ 脳神経外科学会認定学会（別紙 1）で指定するセッション

➤ 最新診療講習 e-learning

12 問で 2 単位（血管・腫瘍・小児・脊髄・機能・外傷 6 分野各 2 問で脳神経外科最新診療に関わる重要な論文を精読することにより知識を学ぶ）。

4) 学術業績・診療以外の活動実績（最小 2 単位、最大 10 単位）

○学会参加：上限 6 単位／5 年間、1 単位／1 学会

対象学会は、脳神経外科学会学術総会、脳神経外科コングレス総会および他の脳神経外科学会 認定学会（別紙 1）

➤ 脳神経外科に関する活動実績についての申告単位

申告単位申請用紙（様式 2）および各種証明書を提出すること。脳神経外科学会生涯教育委員会が審査を行い、同専門医認定委員会が認定し、機構が承認する。

① 学術発表

学術集会（国際学会を含む）における筆頭発表者には 2 単位／回を付与する。また指導等を含め最も貢献度の高い共同発表者 1 名（原則として第 2 発表者）に限り 1 単位を付与する。（抄録、プログラムの写しの提出が必要）

② 査読を受けた内外論文（学術的価値のあるもの）の筆頭著者には 2 単位、共著者には 1 単位を付与する。（論文の提出が必要）

③ 地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合、約 1 時間で 1 単位（上限回数制限なし）を付与する。（講演会プログラム等の提出が必要）

④ 校医を 1 年以上務めた場合、2 単位（5 年間で上限 2 単位）を付与する。（委嘱状の写しの提出が必要）

⑤ 学術集会における司会や座長には、1 単位を付与する。（抄録、プログラムの写しの提出が必要）

⑥ 専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務に携わる場合などは、1 業務につき 1 単位を付与する。（委員としての委嘱状の写しの提出が必要）

⑦ 学術雑誌の査読は 1 業務につき 1 単位を付与する。（査読論文の特定に結びつく箇所については削除した形での記録のコピーか、編集委員会発行による査読の事実を示す証明書の提出が必要）

⑧ 学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合 1 年度につき 2 単位を付与する。（委嘱状の写しの提出が必要）

5) 特定の理由のある場合の措置について

特定の理由（国内外への研究留学、海外での勤務、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職、公的機関への出向、地域枠等の従事要件など）のために専門医の更新が困難な場合は、2023 年に更新が完了した専門医より順次、以下の手続きを行うことが可能である。ただし、従前の措置が既に適用されている者、および本基準の運用開始時点（2023 年 1 月 1 日）以前に、既に次回更新の要件確認期間が開始している専門医については、2027 年末までは従前の措置に基づき、手続きを行うこととす

る。

I -1. 休止

機構専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想できる場合、活動休止申請書（様式3）を提出し、脳神経外科学会生涯教育委員会での審査の後、同専門医認定委員会および機構によって承認された場合に限り、専門医活動を休止することができる。ただし休止期間中は、機構専門医資格を休止という形で保有できるが、機構専門医と称することはできない。また、休止期間中は単位を取得できない。休止を希望する場合は、最初の申請で最長2年までの休止が認められるが、1年ごとの申請を延長することも可能である。途中月単位での切り上げは認められないため、計画的に申請をすること。以降、休止の延長を希望する場合は、延長申請を1年ごとに行う。なお、休止期間中の会員区分は非専門医会員となる。

休止期間明けの資格更新においては、休止期間を除く前後5年間で更新基準を満たす必要がある。その後は5年毎の更新となる。

I -2. 猶予

更新猶予申請書（様式4）を提出し、脳神経外科学会生涯教育委員会での審査の後、同専門医認定委員会および機構によって承認された場合に限り、1年間更新を猶予することができる。猶予期間は原則1年とする。猶予期間中も機構専門医資格を維持することができる。1年猶予された場合、通常5年の所を6年で更新できることになるが、更新グループは変更できないため、次の更新要件の確認期間は4年になる。その後は5年毎の更新となる。

II. 上記I以外の理由により規定更新単位を満たせなかつた場合

前述の特定の理由以外の止むを得ない理由により、所定の期間に更新基準を満たすことができない場合、脳神経外科学会生涯教育委員会での審査の後、同専門医認定委員会および機構によって承認された場合に限り、失効後1年以内に更新基準を満たすことで、機構専門医資格を復活することができる（ただし、失効後復活までの期間は専門医でない）。

過去に学会あるいは機構専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、それが脳神経外科学会生涯教育委員会および同専門医認定委員会の審査を経て、同理事会で認められ、機構の承認を得た場合に限り、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。

III. 専門医資格の喪失・取消

➤ 下記の場合は脳神経外科学会専門医認定委員会で審査し、機構承認の上、資格が喪失・取消される。

① 資格の喪失

脳神経外科学会における会員資格または専門医資格を喪失したとき。

② 資格の取消

機構専門医の申請又は専門医資格更新の申請に、虚偽または重大な誤りがあったとき。

機構専門医資格の喪失、取消となった者は、専門医登録簿から削除される。また、専門医認定証を速やかに機構へ返還しなければならない。

6) 地域医療確保への配慮について

地域医療確保への観点から、地域で活躍している現場の医療に過剰な負担の無いように、機構による「整備指針における『専門医の更新』に関する補足説明」に沿った柔軟な専門医更新を行う。

7) その他

日本脳神経外科学会が必要と認めた場合は、更新の際に条件・要件その他留意事項等を付すことができる。

※以下の内容については、原則としてオンラインシステム上で管理し、学会員は学会会員専用ページ等で専門医自らも確認可能な仕様とする。

単位集計表

項目		直近5年間の 取得単位	更新申請に 必要な単位
1) 診療実績の証明	a. 手術症例	単位	※どちらかのみ可
	b. 非手術症例	単位	
	c. SANS	単位	
	a+b+c	① 単位	6単位以上必須 最大10単位
2) 専門医共通講習	a. 必修講習 A	医療安全 : 単位	各1単位以上必須
		感染対策 : 単位	
		医療倫理 : 単位	
	b. 講習 B	医療制度と法律 : 単位	※一部の専門医のみ 各1単位以上必須
		地域医療 : 単位	
		医療福祉制度 : 単位	
		医療経済(保健医療等) : 単位	
	c. その他	両立支援 : 単位	
	a+b+c	② 単位	3単位以上必須 最大10単位
3) 脳神経外科領域講習	a. 必修講習	学術総会講習 : 単位	各1単位以上必須
		コングレス総会講習 : 単位	
		最新診療講習 e-learning : 単位	2単位以上必須
	b. その他		
	a+b	③ 単位	20単位以上必須 上限なし
4) 学術業績・診療以外の 活動実績	a. 学会参加	単位	2~6単位
	b. 申告単位	単位	
	a+b	④ 単位	2単位以上必須 最大10単位
総合計 (①+②+③+④)			50単位以上必須
		単位	

日本脳神経外科学会会員番号 _____

脳神経外科専門医番号 _____

専門医氏名 _____